

集団回収事業の団体支援等について

1 事業目的

集団回収とは、町会・自治会等の地域団体やマンション管理組合などが自主的に行っているリサイクル活動である。資源の有効活用とごみ減量を図るため、区民のリサイクル活動を推進し、地球環境を守る資源循環型社会をめざす。

2 支援内容

(1) 団体への支援

- ・回収実績に応じて1キログラムあたり6円の報奨金を支給
- ・雑がみ（新聞、雑誌、段ボール、紙パック以外の古紙で、再生紙の材料になるもの）を回収した団体に対し、1カ月につき1,000円の協力金を支給
- ・消耗品（ビニールひも・軍手など）の支給

(2) 業者への支援

資源の回収網の安定化を図るため、古紙の市況が一定額を下回った場合にルート対策費を支給

3 令和3年度よりの変更内容

(1) 報奨金について

地域における集団回収活動は、継続して活発に行われているが、近年、新聞・雑誌の購読数の減により回収量が減少傾向にある。団体のモチベーションアップを図り、より一層、資源の有効活用を促進するため、1キログラムあたりの支給単価を6円から8円に増額する。

(2) ルート対策費について

ルート対策費とは、古紙3品目（新聞、雑誌、ダンボール）それぞれにおいて、1キログラムあたりの回収問屋買値が7円（基準価格）を下回った場合に、その差額をルート対策費として支給するものである。差額について3円までの上限を設けていたが、上限なしに変更する。